平成２２年（フ）第６７５号
金沢市涌波４丁目11番13号
債務者　上出名奈子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６７９号
石川県河北郡津幡町字浅田乙３番地３　パークサイド浅田Ⅱ108号、従前の住所堺市堺区並松町15番地
債務者　釈迦郡眞己（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５８６号
山梨県甲府市上今井町1496番地５
債務者　鶴田　　一
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８７号
山梨県甲府市上今井町1496番地５
債務者　鶴田　芳子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
山梨県甲斐市万才188番地１ハイステージ百合101号
債務者　藤川　勝美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
山梨県上野原市秋山4704番地
債務者　佐藤　清美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
山梨県富士吉田市新倉1683番地の１　メゾングランディル102号室
債務者　神尾　茉莉
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１号
山梨県富士吉田市新倉1376番地の２
債務者　渡邊　　栄
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第７８２号
岐阜県各務原市蘇原野口町１丁目19番地　ホワイトハイツⅠ　101号
債務者　福手　千尋（旧姓畠添）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７９８号
岐阜市鏡島南１丁目８番27号　コーポ橋本205号室
債務者　渡辺　かよ
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８０３号
岐阜県山県市東深瀬183番地14
債務者　幅岸　亜弓（旧姓堀﨑）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１２４号
岐阜県可児郡御嵩町顔戸914番地２
債務者　原科めぐみ
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第６０号
三重県尾鷲市泉町９番22号
債務者　伊勢谷貞子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第６１号
三重県尾鷲市泉町９番22号
債務者　福本　佳次
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第４０１号
大津市月輪３丁目74番６号
債務者　森　　龍太
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７２号
大津市北比良81番地の１
債務者　堀口　一男
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１１号
大津市大江３丁目３番４号
債務者　澤田　幸一
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部